

平成30年2月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成30年度当初予算等関係)

警 察 本 部

*各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額
「前年度」の欄は今年度の当初予算額
「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

*トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年2月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
(一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成30年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表) 会計課	1 2～19
	2 歳入歳出事項別明細書		20～21
	3 節の明細		22
	4 継続費に関する調書		23
	5 債務負担行為に関する調書		24～31

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
議案第33号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について	組織犯罪対策課	32～33
議案第61号	鳥取県警察手数料条例の一部改正について	警務課	34～49

議案説明資料総括表

警察本部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
会計課	16,528,654	16,200,473	328,181	362,922	<492,700> 532,000	<使用料及び 手数料> 693,731 <財産収入> 41,000 <諸収入> 91,887	14,807,114	
合計	16,528,654	16,200,473	328,181	362,922	<492,700> 532,000	826,618	14,807,114	県費負担額 15,299,814

説明

安全で安心な鳥取県をめざして、必要な取組を緊急かつ重点的に推進する。

1 総合的な犯罪抑止対策の推進

- 少年の非行防止・保護総合対策等のため、スクールサポーターを10人配置
- 交番機能の強化を図るため、交番相談員を32人(県下全16交番各2人)配置
- 人身安全関連事案(ストーカー、ドメスティックバイオレンス事案等)や特殊詐欺等の相談に迅速・的確に対応するため、警察安全相談員を9人配置

2 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進

- 取調べ全過程の録音録画制度に適切に対応するため、録音録画装置を計画的整備
- 県民の安全で平穏な生活の確保に向けた暴力団対策等の推進

3 交通死亡事故抑止に資する総合対策の推進

- 高齢者に重点を置いた交通事故防止対策のため、各運転免許センターに運転適性相談員(看護師)を3人及び鳥取、倉吉、米子警察署にシルバー・セイフティ・インストラクターを3人配置
- 取締現場の効率化・迅速化に資するため、デジタル式飲酒検知器を増強整備
- 安全で快適な交通環境の整備のため、交通信号機の新設(4基)、改良、信号制御機の更新(79基)及び道路標識、道路標示等交通安全施設の整備、維持管理

4 テロの未然防止と緊急事態対策の推進

- 危機管理体制の再構築を図るため、災害対策用資機材を計画的整備
- 「全国『みどりの愛護』のつどい」開催(平成31年春)に向けた警備諸対策の推進

5 警察活動基盤の充実強化

- 耐震診断と補強計画に基づき、郡家警察署庁舎を耐震・長寿命化改修(実施設計)
- 地域安全センターの機能強化と勤務・居住環境の改善に向けた交番・駐在所の新築整備及び長寿命化改修
- 山陰道鳥取西道路の延伸による活動区域の拡大に合わせた高速道路交通警察隊鳥取分駐隊の新築整備
- 被害者カウンセラー委嘱や身体犯罪被害者等に係る初診料等の公費負担による犯罪被害者等に対する支援の推進
- より優秀な人材を採用するため、インターネットやSNS等各種広報媒体を活用した警察業務の魅力とやりがいの発信

(注) 起債欄の< >書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

3目 警察施設費

会計課 (内線: 8509)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交番・駐在所 建設事業	97,385	101,097	△3,712		<93,800> 95,000		2,385	県費負担額 96,185
トータルコスト	101,358千円 (前年度 105,071千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画調整、監理監督、検査							
工程表の政策目標 (指標)	—							
事業内容の説明								
1 事業概要								
交番、駐在所について、施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化を図りつつ、適正な施設の維持・更新を行う。								
2 事業目的								
施設の長寿命化、経費の縮減及び予算の平準化に配慮し、新たに策定した「鳥取県警察本部交番・駐在所中長期整備計画」に基づき、従来、一般的な構造別耐用年数を基準に建替え目安を木造25年、鉄骨造・コンクリートブロック造35年、鉄筋コンクリート造50年としていたものを、それぞれ40年、40年、65年とした上で、各施設を、								
(1) 長寿命化のための改修								
(2) 経費縮減のための改修+増築								
(3) 耐用年数超過による建替え								
に区分し、地域の安全センターとしての機能の充実と、交番、駐在所勤務員の勤務環境・居住環境の改善を図る。								
3 事業計画								
交番1か所、駐在所3か所 (単位: 千円)								
施設名	所在地	構造	規模	敷地面積	金額	備考		
郡家警察署 船岡駐在所 (築後34年経過)	八頭郡八頭町 船岡	木造 平屋建	庁舎 114㎡	県有地 350㎡	37,631	H26(測量、用地取得) H27(新築設計) H30(新築工事)		
智頭警察署 用瀬駐在所 (築後32年経過)	鳥取市用瀬町 別府	木造 平屋建	庁舎 114㎡	県有地 350㎡	47,943	H26(測量、用地取得) H29(新築設計) H30(新築工事)		
米子警察署 東福原交番 (築後47年経過)	米子市観音寺 新町	鉄筋コン クリート造 平屋建	庁舎 140㎡	県有地 838㎡	10,736	H30(新築設計、地質調査) H31(新築工事予定)		
郡家警察署 若桜駐在所 (築後27年経過)	八頭郡若桜町 若桜	木造 平屋建	庁舎 100㎡	県有地 184㎡	1,075	H30(改修設計) H31(改修工事予定)		
計					97,385			

(注) 起債欄の<>書きは、交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課（内線：8509）

3目 警察施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察署耐震化整備事業	7,971	13,654	△5,683		<2,100> 7,000		971	県費負担額 3,071
トータルコスト	10,355千円（前年度 19,218千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	企画調整、契約・監理							
工程表の政策目標（指標）	—							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業概要</p> <p>鳥取県が平成7年度に実施した耐震診断及び平成29年度に実施した施設の現状における耐震診断により、「耐震安全性に問題あり」とされた郡家警察署について、耐震改修等による整備を行う。</p> <p>2 事業目的</p> <p>建物の耐震補強により、耐震安全性を確保するとともに、老朽化している屋上防水、外壁仕上及び設備等の改修整備を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>3 事業内容</p> <p>平成29年度に実施した施設の現状における耐震診断と補強計画に基づき、耐震改修及び長寿命化改修等の実施設計を外部委託する。</p> <p>なお、平成7年度実施の耐震診断で「耐震安全性に問題あり」とされた浜村警察署については、平成29年度に実施した現行基準における再耐震診断の結果、「耐震安全性に問題なし」とされたことから、耐震改修等は行わない。</p> <p>(1) 整備年度</p> <p>平成29年度 耐震診断及び補強計画策定</p> <p>平成30年度 実施設計</p> <p>平成31年度 耐震改修他工事</p> <p>(2) 主な耐震改修等の内容</p> <p>ア 耐震補強</p> <p>壁ブレース、既設鉄骨端部補強、コンクリートブロック壁補強</p> <p>イ 長寿命化</p> <p>屋上防水、外壁仕上、外部建具（サッシ）、照明設備、空調設備、来客用トイレ</p>								

（注）起債欄の< >書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

2項 警察活動費

3目 交通指導取締費

会計課 (内線: 8502)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全施設整備費(信号機等整備事業)	1,223,594	1,195,342	28,252	184,659	<242,500> 273,000		765,935	県費負担額 1,008,435
トータルコスト	1,351,509千円 (前年度1,328,868千円) [正職員: 16.1人]							
主な業務内容	企画・管理、地元説明・調整、設計、工事発注、進行管理、関係機関及び国との調整							
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業概要

交通の安全確保及び円滑化のため、交通管制、信号機、道路標識及び道路標示等交通安全施設の整備並びに既設安全施設の維持管理を行う。

2 事業計画

(単位: 千円)

区分		補助事業費	単独事業費	計	備考
工 事 費	交通管制	227,252		227,252	信号制御機(更新) 79基 情報収集装置(更新) 2式 情報収集提供装置(更新) 25基 交通情報板(更新) 1基 監視用テレビ 1基
	信号機	89,918	169,762	259,680	信号機(新設) 4基
	道路標識	54,374	117,227	171,601	可変標識(新設) 13基
	道路標示	40,919	156,106	197,025	
調査費・事務費		7,959	2,293	10,252	
上位装置リース料		19,315	4,277	23,592	交通管制システム
維持保守費			334,192	334,192	
計		439,737	783,857	1,223,594	

〔信号制御機更新〕

○ 安心・安全な交通環境を確保するため、79基を更新

〔信号機新設箇所〕

区分	設置箇所(交差点名)	路線名	信号機種別
交通事故抑止対策	八頭郡八頭町宮谷(郡家駅入口北)	国道29号	押ボタン式
	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬(長江入口バス停先)	一般県道上浅津田後線	定周期式
	米子市諏訪(八幡交差点南)	国道181号(岸本バイパス)	定周期式
	西伯郡伯耆町吉定(伯耆大橋東)	国道181号(岸本バイパス)	半感应式

(注) 起債欄の<>書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

1目 公安委員会費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公安委員会 運営費	13,306	13,747	△441			<手数料> 6,031 <雑入> .12	7,263	
トータルコスト	54,620千円 (前年度 54,282千円) [正職員: 5.2人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	公安委員会の庶務、会議録整理、苦情への対応、意見の聴取、自動車運転免許・許認可事務等に係る行政処分事務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明								千円
1 公安委員会の運営に要する経費								7,263
○ 公安委員(3人)に係る報酬等								
2 公安委員会が行う行政処分の実施に要する経費								6,043
○ 非常勤職員(2人)に係る報酬等、公安委員会が行う運転免許・風俗営業・警備業関係の行政処分に要する経費								
安全運転講習費	171,487	171,849	△362			<手数料> 171,487		
トータルコスト	245,376千円 (前年度 230,664千円) [正職員: 9.3人]							
主な業務内容	各講習委託先との調整、委託業務の監督、講習実施、講習委託契約・物品購入							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明								千円
1 運転免許の停止・保留を受けた者等に対する講習に要する経費								39,653
○ 行政処分者講習委託料等								
委託期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日の間 (平成28年度11月補正: 債務負担行為設定済)								
○ 講習用車両の更新(1台)								
2 安全運転管理者講習に要する経費								5,832
○ 安全運転管理者講習委託料								
委託期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日の間 (平成29年度11月補正: 債務負担行為設定済)								
3 運転免許証更新時講習に要する経費								37,880
○ 更新時講習委託料、講習用テキスト等								
委託期間 平成29年4月1日から平成31年3月31日の間 (平成28年度11月補正: 債務負担行為設定済)								
4 指定自動車教習所指導員等講習に要する経費								2,378
○ 指導員検定員等講習委託料								
5 取消処分者講習等に要する経費								222
○ 取消処分者講習通知経費等								
6 取得時講習に要する経費								3,439
○ 取得時講習委託料								
7 高齢者講習に要する経費								82,083
○ 高齢者講習委託料等								
	計							171,487

平成30年度一般会計当初予算説明資料

9款 警察費

1項 警察管理費

会計課 (内線: 8502)

1目 公安委員会費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
許認可取扱費	4,799	5,084	△285			<手数料> 4,799		
トータルコスト	90,605千円 (前年度 62,310千円) [正職員: 10.8人]							
主な業務内容	古物・質屋・風俗・警備業等営業許可申請の審査、銃砲刀剣類所持、火薬類の譲渡等申請の審査、猟銃等取扱講習会・警備業講習会の開催							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								千円
各種営業許可、銃砲刀剣類所持許可、火薬類の譲渡等許可事務に要する経費								4,799
○ 警備員指導教育責任者講習部外講師謝金等								
○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習委託料等								
○ 遊技機の検査能力強化のためナック検査装置等の更新								

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
警察職員費	349,758	404,649	△54,891			<雑入> 19,460	330,298		
トータルコスト	461,783千円 (前年度 517,511千円) [正職員: 14.1人 非常勤職員: 5.0人]								
主な業務内容	警察本部庁舎受付、制服・装備品・けん銃弾薬の購入・貸与、報道機関との連絡調整、音楽隊演奏活動、警察航空隊の運営、警察用車両の車検・定期検査、警察本部庁舎管理								
工程表の政策目標(指標)	—								
説明								千円	
1 警察職員の設置に伴う経費								195,993	
○ 非常勤職員(2人)に係る報酬等、駐在所報償費及び各警察署等光熱水費等									
2 警察職員の被服調整に要する経費								51,178	
○ 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例に基づいて支給する被服の購入費等									
3 警察広報活動に要する経費								3,542	
○ 非常勤職員(1人)に係る報酬等									
4 警察音楽隊の運営に要する経費								2,145	
○ ふれあいコンサート開催、警察音楽隊の訓練等									
5 警察航空隊の管理運営に要する経費								30,368	
○ 警察航空隊舎の光熱水費、操縦士資格取得訓練経費等									
6 自動車整備工場に要する経費								20,540	
○ 非常勤職員(2人)に係る報酬等、警察車両の重量税、自動車損害賠償責任保険料等									
7 警察本部庁舎維持管理に要する経費								45,992	
○ 警察本部庁舎に係る光熱水費、通信機器リース料等									
								計	349,758

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）
（単位：千円）

2目 警察本部費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦略的広報事業	5,500	5,500	0				5,500	
トータルコスト	13,445千円（前年度 13,448千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	監督、企画・調整、仕様書の作成、契約							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明	警察が主体となった積極的広報を行うための経費 ○ 「安全で安心な鳥取県」の実現に資するため、幅広い県民層に向けた警察主体による積極的かつタイムリーな情報発信 ○ 採用募集活動の推進を図るため、職員採用広報DVDの制作						千円 5,500	
警察証明事務 取扱費	41,185	32,039	9,146			<手数料> 41,185		
トータルコスト	168,305千円（前年度 171,924千円） [正職員：16.0人]							
主な業務内容	証明申請の受理、審査、証明書の発行							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明	自動車保管場所証明等警察証明事務に要する経費 ○ 自動車保管場所証明事務委託料 委託期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日の間 (平成29年度11月補正：債務負担行為設定済)						千円 41,185	
電子計算組織 運営費	375,713	240,036	135,677				375,713	
トータルコスト	529,846千円（前年度 394,227千円） [正職員：19.4人]							
主な業務内容	企画・調整、電子計算機器の操作及び操作方法の指導、障害対応、システム開発、犯罪経歴の登録、データ照会への回答							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明	1 電子計算組織の運営に要する経費 ○ 汎用電子計算機、庁内LAN端末のリース料等 ○ OSS（フンストップサービス）システムリース料及び回線料等 ○ 人事管理システム移設経費（仮想統合サーバへ） 2 鳥取県警察WANシステムの運営に要する経費 ○ トリピーネットパソコン及び管理用サーバ等リース料及び回線料等 ○ 遺失物管理システムのリース料 ○ 警察安全相談システム及び訓令例規通達検索システムの保守委託料						千円 146,632 229,081 計 375,713	
警察情報 高度化事業	23,656	24,930	△1,274				23,656	
トータルコスト	60,203千円（前年度 59,901千円） [正職員：4.6人]							
主な業務内容	企画・調整、システムの運用							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明	ICTを活用した効率的な業務運営を行うためのシステムに要する経費 ○ 統合照会システムのリース料（平成26年3月運用開始） ○ 地図情報を活用したシステム（平成27年1月運用開始） ・ 交通総合管理システム、交通規制管理システムのリース料 ○ 元号改正に伴う交通総合管理システムの改修委託料						千円 23,656	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

2目 警察本部費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
安全安心対策事業	95,042	95,312	△270			<雑入> 245	94,797	
トータルコスト	126,822千円 (前年度 127,104千円) [正職員:4.0人 非常勤職員:42.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による地理案内等警察官の業務補完、非常勤職員による少年健全育成と安全確保の活動							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								千円
1 交番相談員の設置運営に関する経費								72,408
○ 不在交番を解消し、地理案内、各種届の受理等交番勤務警察官の業務を補完する交番相談員(非常勤職員)を県下16交番に各2人配置								
2 スクールサポーターの設置運営に要する経費								22,634
○ 学校等における児童・生徒の安全確保や非行・犯罪被害防止教室の支援、少年の非行防止・立ち直り支援等を行うスクールサポーター(非常勤職員)を鳥取及び米子警察署に各4人、倉吉警察署に2人配置								
	計							95,042
警察安全相談員設置運営費	20,373	20,401	△28			<雑入> 53	20,320	
トータルコスト	71,221千円 (前年度 67,294千円) [正職員:6.4人 非常勤職員:9.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による相談の受理・対応							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								千円
警察安全相談員の設置運営に要する経費								20,373
○ 警察安全相談の件数が特に多い都市部の警察署及び警察本部に警察安全相談員(非常勤職員)を9人配置								
○ 警察安全相談員の業務								
・ 相談受理、防犯措置の教示								
・ 関係機関への照会、引継ぎ								
・ 相談者、関係者に対する措置結果の連絡								
・ 警察安全相談システムへの相談内容等の登録等								
○ 所属別配置状況								
	区分	警察本部	鳥取署	倉吉署	米子署	境港署	計	
	配置人員	2人	2人	2人	2人	1人	9人	
※ 警察本部は生活安全企画課へ配置する。								
留置管理業務支援要員設置運営費	11,759	11,807	△48			<雑入> 30	11,729	
トータルコスト	25,266千円 (前年度 26,908千円) [正職員:1.7人 非常勤職員:5.0人]							
主な業務内容	連絡調整、非常勤職員による業務支援							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								千円
留置管理業務支援要員の設置運営に要する経費								11,759
○ 留置管理に付随する業務を行う留置管理業務支援要員(非常勤職員)を鳥取及び米子警察署に各2人、倉吉警察署に1人配置								
○ 留置管理業務支援要員の業務								
・ 接見、差し入れ申込みの受付業務等								
・ 差し入れ物品の保管、管理等								
・ 食事の配膳、回収等								
・ 留置施設内の清掃、入浴準備等								
・ 衣類の洗濯、乾燥等								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 警察本部費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察署協議会 運 営 費	2,770	3,211	△441				2,770	
トータルコスト	36,139千円（前年度 36,593千円） [正職員：4.2人]							
主な業務内容	連絡調整、警察署協議会の開催							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明	警察署協議会運営に要する経費 ○ 警察署協議会の委員（74人）に係る報酬等						千円 2,770	
(新) 「全国『みどりの 愛護』のつどい」 警備対策事業	18,491	0	18,491				18,491	
トータルコスト	31,998千円（前年度 0千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	連絡調整、警備計画の策定							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明	行事の円滑な実施と警備警備に万全を期すための準備に要する経費						千円 18,491	
福 利 厚 生 費	28,591	29,940	△1,349			<雑入> 7	28,584	
トータルコスト	92,151千円（前年度 90,345千円） [正職員：8.0人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	健康診断の実施、産業医との連絡調整・職場内巡回指導、職員等への生活設計支援、警察共済組合の運営							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明	警察職員の健康管理に要する経費 ○ 非常勤職員（1人）、産業医（6人）及び健康管理医（3人）に係る報酬 ○ 警察職員の健康診断料、安全衛生副責任者研修会部外講師謝金等						千円 28,591	
災害給付実施費	10,959	10,931	28				10,959	
トータルコスト	13,343千円（前年度 12,521千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	災害給付認定、給付手続							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明	協力援助者への災害給付に要する経費 ○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に基づく給付（5件）						千円 10,959	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 警察本部費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
遺失物取扱費	4,138	4,309	△171			<雑入> 4,138		
トータルコスト	85,177千円 (前年度 90,942千円) [正職員: 10.2人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	遺失届の受理並びに拾得物の受理・公告・保管・返還及び処分							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明								千円 4,138
遺失物及び拾得物の処理に要する経費 ○ 拾得物控書、現金封筒等の印刷製本費等 ○ 遺失物管理システムへの入力等の支援を行う遺失物業務支援員 (非常勤職員) を取扱件数の多い鳥取及び米子警察署に各1人配置								
職員人件費	12,450,034	12,439,110	10,924	3,971		<手数料> 223,286 <財産収入> 1,000 <雑入> 5,870	12,215,907	
説明								千円 12,450,034
警察職員に係る人件費 ○ 警察官1,247人、一般職員221人 (うち定数外 警察官16人、一般職員1人)								

会計課 (内線: 8509)

3目 警察施設費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
警察財産管理費	231,813	203,873	27,940		<11,300> 14,000	<使用料> 15,300 <財産収入> 40,000 <雑入> 10,080	152,433	県費負担額 163,733
トータルコスト	292,195千円 (前年度 249,177千円) [正職員: 7.6人]							
主な業務内容	警察施設の維持修繕・管理、契約、収入・支払事務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明								千円 231,813
警察施設の維持補修及び維持管理に要する経費 ○ 警察本部庁舎、警察本部の出先機関庁舎、警察署庁舎、派出所、交番、駐在所、職員宿舍の維持管理 ○ 警察施設中長期保全計画作成業務委託料								

(注) 起債欄の<>書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8509）
（単位：千円）

3目 警察施設費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																				
住宅対策費	51,300	51,300	0			<雑入> 17,622	33,678																				
トータルコスト	56,067千円（前年度 56,864千円） [正職員：0.6人]																										
主な業務内容	警察宿舎の民間借上げに係る企画・調整、管理																										
工程表の政策目標（指標）	—																										
<p>説明</p> <p>職員住宅の建替整備に要する経費 千円 51,300</p> <p>○ 民間公募により整備した待機宿舎の賃借料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>管轄署</th> <th>整備戸数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>米子警察署</td> <td>単身用36戸</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>鳥取警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>倉吉警察署</td> <td>単身用18戸</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>境港警察署</td> <td>単身用9戸、世帯用3戸</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>琴浦大山警察署</td> <td>単身用6戸、世帯用3戸</td> </tr> </tbody> </table>								整備年度	管轄署	整備戸数	平成19年度	米子警察署	単身用36戸	平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸	平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸	平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸	平成28年度	琴浦大山警察署	単身用6戸、世帯用3戸		
整備年度	管轄署	整備戸数																									
平成19年度	米子警察署	単身用36戸																									
平成20年度	鳥取警察署	単身用18戸																									
平成21年度	倉吉警察署	単身用18戸																									
平成22年度	境港警察署	単身用9戸、世帯用3戸																									
平成28年度	琴浦大山警察署	単身用6戸、世帯用3戸																									
(新) 高速道路交通警察隊庁舎整備事業	146,292	0	146,292		<143,000> 143,000		3,292	県費負担額 146,292																			
トータルコスト	151,059千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]																										
主な業務内容	企画調整、監理監督																										
工程表の政策目標（指標）	—																										
<p>説明</p> <p>山陰道鳥取西道路の延伸による活動区域の拡大に合わせ、高速道路交通警察隊 千円 鳥取分駐隊の庁舎整備を行う経費 146,292</p> <p>○ 施設計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>敷地面積</th> <th>建物構造</th> <th>庁舎面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市松原256-4（県有地）</td> <td>1,355㎡</td> <td>鉄骨造2階建</td> <td>605.04㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 事業計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備年度</th> <th>主な事業内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>建築設計、地質調査、測量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>新築工事、工事監理</td> <td>継続費（工事費） 233,563千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>新築工事、工事監理、移転経費等</td> <td>継続費（工事監理） 6,231千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成29年度については、6月補正予算により実施 ※ 工事費及び工事監理については、継続費対応</p>								所在地	敷地面積	建物構造	庁舎面積	鳥取市松原256-4（県有地）	1,355㎡	鉄骨造2階建	605.04㎡	整備年度	主な事業内容	備考	平成28年度	建築設計、地質調査、測量		平成29年度	新築工事、工事監理	継続費（工事費） 233,563千円	平成30年度	新築工事、工事監理、移転経費等	継続費（工事監理） 6,231千円
所在地	敷地面積	建物構造	庁舎面積																								
鳥取市松原256-4（県有地）	1,355㎡	鉄骨造2階建	605.04㎡																								
整備年度	主な事業内容	備考																									
平成28年度	建築設計、地質調査、測量																										
平成29年度	新築工事、工事監理	継続費（工事費） 233,563千円																									
平成30年度	新築工事、工事監理、移転経費等	継続費（工事監理） 6,231千円																									

(注) 起債欄の<>書きは、交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄<>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)
(単位: 千円)

4目 運転免許費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
運転免許費	216,055	160,192	55,863			<手数料> 216,023 <雑入> 32		
トータルコスト	425,009千円 (前年度 369,224千円) [正職員: 26.3人 非常勤職員: 8.0人]							
主な業務内容	運転免許試験の実施、免許証作成、免許証更新申請の受付・交付業務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明	千円 自動車運転免許試験及び免許証の交付並びに運転免許試験場の運営に要する経費 216,055 ○ 更新通知業務委託料、仮免許業務委託料、技能試験員養成委託料、ICカード基体等消耗品の購入、ICカード運転免許証用追記装置リース料、ICカード運転免許証発行に必要な機器リース料及び保守委託料等 ○ 非常勤職員(8人)に係る報酬等 ○ 元号改正に伴う運転免許管理システム及びICカード運転免許証作成装置の改修委託料							
免許センター 認知症等早期 発見対応 推進事業	9,169	9,250	△81			<手数料> 9,145 <雑入> 24		
トータルコスト	16,320千円 (前年度 16,403千円) [正職員: 0.9人 非常勤職員: 3.0人]							
主な業務内容	企画・調整、検査、相談対応							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明	千円 運転適性相談員の設置運営に要する経費 9,169 ○ 看護師等の医療関係資格を有し、認知症のほか一定の病気等に関する知識を有する運転適性相談員(非常勤職員)を県内3か所の運転免許センターに各1人配置 ○ 運転適性相談員の業務 ・ 認知症スクリーニング機器を活用した運転適性相談、出前型簡易検査 ・ 専門知識を活用した交通安全教室 ・ 医療機関への受診勧奨等							

会計課 (内線: 8502)
(単位: 千円)

5目 恩給及び退職年金費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
恩給及び退職 年金費	20,093	24,331	△4,238				20,093	
トータルコスト	20,888千円 (前年度 25,126千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	支給手続に係る連絡調整							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明	千円 昭和37年11月以前に警察を退職した者に対する普通恩給・扶助料 20,093							

平成30年度一般会計当初予算説明資料

2項 警察活動費

会計課 (内線: 8502)

1目 一般警察活動費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
基本経費及び会計事務費	99,509	108,044	△8,535	33,758		<雑入> 21,970	43,781	
トータルコスト	996,500千円 (前年度 1,014,911千円) [正職員: 112.9人]							
主な業務内容	県議会との連絡調整、情報公開申請受付、物品調達・出納・保管、歳入歳出予算管理、会計業務の指導改善、被留置者の生活管理・護送及び留置施設視察委員に関する業務							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								千円
1 総務課、広報県民課、会計課の職員旅費等運営に要する経費及び警察用電話回線専用料、事務連絡用携帯電話使用料等基本経費								70,598
2 留置施設の管理運営に要する経費								28,911
○ 被留置者食糧費、医療費及び警察医謝金等								
○ 留置施設視察委員(4人)に係る報酬等								
	計							99,509
人事管理及び企画監察費	8,566	9,447	△881	3,329			5,237	
トータルコスト	1,103,387千円 (前年度 1,092,759千円) [正職員: 137.8人]							
主な業務内容	職員採用試験案内の学校説明、受験者への連絡、試験の実施、採用手続、勤務制度・組織定員・給与・人事に関する企画・管理、訓令その他の重要な公文書類の審査、警察共済組合・警察職員互助会の事業の企画・広報・運営、監察、表彰・懲戒業務、訴訟事務							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								千円
警察職員の募集及び採用に要する経費並びに警務課、厚生課、監察課の職員旅費等運営に要する経費								8,566
○ 適性・身体検査料、試験会場借上料、新聞広告料等								
警察教養費	33,475	38,696	△5,221	12,258		<雑入> 7	21,210	
トータルコスト	279,770千円 (前年度 289,853千円) [正職員: 31.0人 非常勤職員: 1.0人]							
主な業務内容	職員の指導・訓練、職務倫理教養、術科訓練の監督・指導、各種術科大会の開催及び部外競技会への参加							
工程表の政策目標(指標)	—							
説明								千円
警察職員の一般教養、各種講習、術科訓練、術科大会、各種学校入校旅費及び捜査員等養成に要する経費								33,475
○ 部内通訳人養成(海外語学研修)								
○ 知能犯捜査員養成(経理専門学校での研修)								
○ サイバー捜査員養成(情報系専門学校での研修)								
○ 大型免許取得等								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)
(単位: 千円)

2目 刑事警察費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
捜査活動運営費	163,035	175,621	△12,586	33,545		〈雑入〉 8	129,482	
トータルコスト	2,915,183千円 (前年度 2,930,398千円) [正職員: 346.4人 非常勤職員: 2.0人]							
主な業務内容	凶悪犯・粗暴犯・盗犯・知能犯・選挙違反等の犯罪捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致、暴力団対策業務、銃器犯罪対策業務							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明								千円
1 捜査活動運営費及び犯罪捜査取締活動に要する経費								79,177
○ 非常勤職員(2人)に係る報酬等								
○ 捜査報償費、外国語通訳謝金・招請旅費等								
○ 犯罪捜査活動用資機材の整備、録音・録画装置の計画的整備								
○ 検視支援システムのリース料、死後画像検査料、調査解剖委託料等								
2 初動捜査支援システムの整備に要する経費								72,583
○ 初動捜査支援システムのリース料・回線料等								
3 暴力団対策法施行に要する経費								7,237
○ 事業所選任責任者講習委託料等								
4 銃器犯罪対策に要する経費								4,038
○ 初動措置対応資機材の整備								
	計							163,035
犯罪被害者 支援事業	4,898	4,873	25	2,449			2,449	
トータルコスト	126,457千円 (前年度 129,657千円) [正職員: 15.3人]							
主な業務内容	犯罪被害者に対する各種施策の企画・調査及び総合調整							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明								千円
犯罪被害者支援の推進に要する経費								4,898
○ 被害者カウンセラー謝金、被害者の負担軽減のための解剖遺体搬送料等								
○ 犯罪被害者等緊急避難場所確保事業								
犯罪被害者民間支援団体「公益社団法人とっとり被害者支援センター」が 犯罪被害者等の緊急避難場所として一時的に滞在する宿泊施設を確保し、提 供するための経費の補助(10/10)								
犯罪被害者 民間支援団体 運営事業	7,000	7,000	0				7,000	
トータルコスト	10,973千円 (前年度 10,974千円) [正職員: 0.5人]							
主な業務内容	企画・調整、運営指導							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明								千円
犯罪被害者民間支援団体「公益社団法人とっとり被害者支援センター」の事業 運営を支援するための交付金								7,000
○ とっとり被害者支援センターの主な事業								
・ 犯罪被害相談に関する事業								
・ 犯罪被害者等給付金の裁定申請手続の補助に関する事業								
・ 物品の供与又は貸与、役務の提供等の直接的支援に関する事業								
・ 自助グループへの支援に関する事業								
・ 広報及び啓発活動に関する事業								
・ 犯罪被害相談員、被害者支援ボランティアの養成・研修に関する事業								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

2目 刑事警察費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活安全活動 運営費	17,197	17,506	△309	5,058			12,139	
トータルコスト	559,046千円（前年度 544,255千円） [正職員：68.2人]							
主な業務内容	犯罪予防活動、街頭監視カメラの設置促進、酩酊者・行方不明者・迷子その他応急の救護を要する者の保護、少年指導委員との連絡調整・街頭補導活動、公害関係・風俗・売春事犯等の取締り							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明								千円
犯罪予防、特別法犯の捜査取締活動及び並びに少年非行防止、補導活動に要する経費								17,197
○ 捜査報償費								
○ 公益社団法人鳥取県防犯連合会補助金及び防犯ボランティア研修会の開催経費								
○ 農業による少年の居場所づくり活動の経費								
○ 高校生ボランティアサミット、大学生サポーター研修会等								
特殊詐欺被害 水際阻止強化 対策事業	9,402	10,196	△794	4,701		<雑入> 20	4,681	
トータルコスト	14,169千円（前年度 15,760千円） [正職員：0.6人 非常勤職員：4.0人]							
主な業務内容	企画・調整、非常勤職員による訓練、広報啓発							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明								千円
特殊詐欺被害防止アドバイザーの設置運営に要する経費								9,402
○ 鳥取県消費生活センターと連携し、特殊詐欺被害防止対策を推進する特殊詐欺被害防止アドバイザー（非常勤職員）を鳥取及び米子警察署に各2人配置								
○ 被害に逢わないための抵抗力強化（広報啓発）								
・ 圧着はがきを活用した意識啓発								
・ あんしん安全トリピーメールを活用した啓発及び登録の普及								
・ 防災行政無線を活用した積極的広報実施に向けた環境構築								
・ 特殊詐欺対策電話用機器の普及								
・ 高齢者福祉施設対策								
○ だまされても被害金を渡さない対策（水際対策）								
・ コンビニエンスストアに対する水際阻止対策の強化								
・ 金融機関に対する水際阻止対策の強化								
・ 無人ATM対策								
○ 地方消費者行政強化交付金（消費者庁）充当予定								
サイバー犯罪 対策費	6,569	2,376	4,193				6,569	
トータルコスト	140,045千円（前年度 132,132千円） [正職員：16.8人]							
主な業務内容	企画・調整、犯罪の取締り							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説明								千円
サイバー犯罪等の捜査活動に要する経費（生活安全活動運営費から事業分離）								6,569
○ 捜査用情報収集システムリース料、解析用ソフトウェアの整備								
○ サイバー犯罪対策に係る機器通信料								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課 (内線: 8502)

2目 刑事警察費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
鑑識活動運営費	106,502	104,058	2,444	7,743		<雑入> 11	98,748		
トータルコスト	447,343千円 (前年度 452,975千円) [正職員: 42.9人 非常勤職員: 2.0人]								
主な業務内容	犯罪・事故現場における指紋・足こん跡・写真撮影その他資料収集、資料等の分析・鑑定業務及び科学捜査研究所における法医学・物理学・化学・心理学等による鑑定・検査								
工程表の政策目標 (指標)	—								
説明								千円	
1 犯罪鑑識活動及び科学捜査資器材の整備に要する経費								59,126	
○ 非常勤職員(2人)に係る報酬等									
○ 嘱託警察犬出動・借上謝金									
○ X線マイクロアナライザー、ガスクロマトグラフ質量分析装置保守リース料									
○ 蛍光X線分析装置、液体クロマトグラフタンデム質量分析装置等保守委託料									
2 鳥取県指紋情報管理システムの運用等に要する経費								47,376	
○ システムリース料									
								計	106,502

会計課 (内線: 8502)

3目 交通指導取締費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
交通指導取締費	39,643	40,967	△1,324	10,636		<雑入> 84	28,923		
トータルコスト	806,336千円 (前年度 801,591千円) [正職員: 96.5人]								
主な業務内容	交通指導取締り、交通事故処理、交通事件捜査、被疑者逮捕・取調べ・送致								
工程表の政策目標 (指標)	—								
説明								千円	
交通犯罪、交通違反の捜査・取締り並びに交通事故処理等に要する経費								39,643	
○ 捜査報償費、地域交通安全活動推進委員謝金等									
○ 交通取締用機材の整備、デジタルステレオカメラ及び解析図化機リース料等									
○ デジタル式飲酒検知器の増強整備									
反則金実施費	2,468	2,468	0			<雑入> 1,190	1,278		
トータルコスト	26,303千円 (前年度 26,312千円) [正職員: 3.0人]								
主な業務内容	交通反則行為の処理、交通反則金の徴収事務								
工程表の政策目標 (指標)	—								
説明								千円	
交通反則金の徴収事務等に要する経費								2,468	

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課（内線：8502）

3目 交通指導取締費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
交通安全対策費	20,774	23,804	△3,030	39		<手数料> 6,425	14,310	
トータルコスト	105,786千円（前年度 114,411千円） [正職員：10.7人]							
主な業務内容	交通安全に係る講習会・巡回指導の実施、交通安全運動の実施に係る企画・広報、交通事故の統計分析、道路使用許可申請の受理・審査・許可							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明								千円
	交通事故防止、交通安全思想の普及活動等に要する経費							20,774
	○ 一般財団法人鳥取県交通安全協会補助金、自動車安全運転センター補助金							
	○ 道路情報提供業務委託料							
	○ 交通安全活動推進センター業務委託料（道路使用許可に関する調査）							
高齢者交通安全教育実施費	7,367	8,608	△1,241			<雑入> 18	7,349	
トータルコスト	22,463千円（前年度 23,709千円） [正職員：1.9人 非常勤職員：3.0人]							
主な業務内容	連絡調整、安全教育の実施							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明								千円
	シルバー・セイフティ・インストラクターの設置運営に要する経費							7,367
	○ 高齢者に対する交通安全教育及び高齢者宅訪問による交通安全個別指導等							
	高齢者の交通安全教育を専門に行うシルバー・セイフティ・インストラクター（非常勤職員）を鳥取、倉吉、米子警察署に各1人配置							
違法駐車対策事業	34,194	26,321	7,873			<手数料> 50 <過料等> 11,000 <雑入> 6	23,138	
トータルコスト	62,796千円（前年度 56,523千円） [正職員：3.6人 非常勤職員：1.0人]							
主な業務内容	違法駐車対策の企画・指導等、委託業務の指導監督、放置違反金徴収事務							
工程表の政策目標（指標）	—							
説明								千円
	違法駐車対策に要する経費							34,194
	○ 放置駐車違反管理システムのリース料及び元号改正に伴う改修委託料							
	○ 放置車両確認事務の民間委託							
	委託期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日の間 （平成29年度11月補正：債務負担行為設定済）							

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

3目 交通指導取締費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域警察運営費	15,755	19,186	△3,431	1,185			14,570	
トータルコスト	2,917,269千円 (前年度 2,966,304千円) [正職員:365.2人]							
主な業務内容	警ら活動、交番・駐在所での各種事案処理、鉄道警察活動、雑踏警備、水難・山岳遭難等及び災害発生時の救助活動、防災機関との連絡調整							
工程表の政策目標(指標)	—							
説 明								千円
地域警察の運営及び山岳救助活動等に要する経費								15,755
○ 山岳遭難救助訓練部外講師謝金及び大山遭難防止協会補助金等								
○ 潜水具等資機材整備、アクアラング用ボンベ点検料等								
○ 警ら無線自動車へ「POLICE」表記								
○ 外国人等コミュニケーションツール「タブレット型端末・ボイストラ」利用料								
災害に係る危機管理体制の再構築事業	2,096	2,116	△20				2,096	
トータルコスト	5,274千円 (前年度 7,680千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	災害対策の企画・立案、関係機関との調整、調達業務							
工程表の政策目標(指標)	—							
説 明								千円
東日本大震災及び広島市北部集中豪雨災害への警察対応で得られた反省・教訓等を踏まえた初動態勢の確立等に必要経費								2,096
○ 警察職員安否確認・非常招集システム運用委託料								
○ 被災地での救助活動用の非常用浄水装置、FRP製ボート及びレスキューチェーンソーの計画的整備(5か年計画の5年目)								
通信指令・総合指揮システム運営費	120,027	120,116	△89	8,540			111,487	
トータルコスト	252,709千円 (前年度 252,848千円) [正職員:16.7人]							
主な業務内容	110番の受理・対応、通信指令システム等の維持管理、警察用無線機の運用・管理							
工程表の政策目標(指標)	—							
説 明								千円
通信指令・総合指揮システムの管理運営に要する経費								120,027
○ 通信指令・総合指揮システムのリース料及び元号改正に伴う改修委託料								
○ デジタル無線機用分散局と警察署間の回線料								
○ デジタル無線機の携帯電話機能に係る通信料								
○ システム用地図データ使用料等								

平成30年度一般会計当初予算説明資料

会計課(内線:8502)

4目 装備費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
装 備 費	192,032	200,264	△8,232	51,051			140,981	
トータルコスト	269,099千円 (前年度 278,950千円) [正職員:9.7人]							
主な業務内容	車両の維持補修、装備品の調達・管理、警察用ヘリコプターの整備							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明								千円
1 警察車両等維持管理に要する経費								138,650
○ 警察車両に係る燃料、修繕料、消耗品等								
2 警察航空機(ヘリコプター)の運用に要する経費								53,382
○ 航空機に係る燃料、修繕料、点検料等								
	計							192,032
装備費(ヘリコプターテレビシシステム運用経費)	6,912	6,912	0				6,912	
トータルコスト	12,474千円 (前年度 12,476千円) [正職員:0.7人]							
主な業務内容	ヘリコプターテレビシシステムの運用・管理							
工程表の政策目標 (指標)	—							
説 明								千円
ヘリコプターテレビシシステムの運用に要する経費								6,912
○ 機上設備の保守委託料及び修繕料								
○ 地上設備の保守委託料								

平成30年度当初予算歳入歳出事項別明細書（警察本部）

（単位：千円）

款 項 目	9 款		うち警察本部					
	警察費		1 項	1 目	2 目	3 目	4 目	5 目
節 別	予算額		警察管理費	公 安 委員会費	警察本部費	警察施設費	運転免許費	恩給及び退 職年金費
1 報 酬	188,445	188,445	162,569	10,424	131,200		20,945	
2 給 料	5,571,010	5,571,010	5,571,010		5,571,010			
3 職 員 手 当 等	4,995,355	4,995,355	4,995,355		4,995,355			
時間外勤務手当	1,141,355	1,141,355	1,141,355		1,141,355			
特殊勤務手当	91,191	91,191	91,191		91,191			
退職手当	828,661	828,661	828,661		828,661			
その他の手当	2,794,137	2,794,137	2,794,137		2,794,137			
児童手当	140,011	140,011	140,011		140,011			
4 共 済 費	1,912,051	1,912,051	1,907,926	708	1,903,842		3,376	
職員に係るもの	1,883,669	1,883,669	1,883,669		1,883,669			
賃金に係るもの	28,382	28,382	24,257	708	20,173		3,376	
5 災 害 補 償 費	10,906	10,906	10,906		10,906			
6 恩 給 及 び 退 職 年 金	20,093	20,093	20,093					20,093
7 賃 金								
8 報 償 費	73,655	73,655	60,759	1,446	59,313			
9 旅 費	65,132	65,132	20,825	1,357	19,318		150	
費用弁償	1,210	1,210	1,113	908	205			
普通旅費	58,895	58,895	18,506	206	18,150		150	
特別旅費	5,027	5,027	1,206	243	963			
10 交 際 費	350	350	350	50	300			
11 需 用 費	612,415	612,415	287,281	3,522	184,316	28,726	70,717	
12 役 務 費	360,959	360,959	71,785	1,879	63,627	4,341	1,938	
13 委 託 料	774,617	774,617	514,223	154,119	93,804	177,653	88,647	
14 使用料及び賃借料	756,177	756,177	496,258	13,463	369,072	74,559	39,164	
15 工 事 請 負 費	1,101,418	1,101,418	245,860			245,860		
16 原 材 料 費								
17 公 有 財 産 購 入 費								
18 備 品 購 入 費	45,513	45,513	15,339	2,396	11,867	1,076		
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	30,150	30,150	16,707	113	14,048	2,546		
20 扶 助 費								
21 貸 付 金								
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	44	44	44		44			
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	15	15						
24 投 資 及 び 出 資 金								
25 積 立 金								
26 寄 付 金								
27 公 課 費	10,349	10,349	10,349	115	9,947		287	
28 繰 出 金								
予 備 費								
計	16,528,654	16,528,654	14,407,639	189,592	13,437,969	534,761	225,224	20,093
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	362,922	362,922	3,971		3,971		
	起 債	532,000	532,000	259,000			259,000	
	そ の 他	826,618	826,618	785,829	182,329	295,274	83,002	225,224
	一 般 財 源	14,807,114	14,807,114	13,358,839	7,263	13,138,724	192,759	

(単位:千円)

款 項 目	2項					
	警察活動費	1目	2目	3目	4目	
節 別		一般警察 活動費	刑事警察費	交通指導 取締費	装備費	
1 報 酬	25,876	2,634	15,201	8,041		
2 給 料						
3 職 員 手 当 等						
時間外勤務手当						
特殊勤務手当						
退職手当						
その他の手当						
児 童 手 当						
4 共 済 費	4,125	379	2,450	1,296		
職員に係るもの						
賃金に係るもの	4,125	379	2,450	1,296		
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 貸 金						
8 報 償 費	12,896	554	10,725	1,617		
9 旅 費	44,307	16,054	20,933	7,320		
費用弁償	97	70	14	13		
普通旅費	40,389	15,701	17,855	6,833		
特別旅費	3,821	283	3,064	474		
10 交 際 費						
11 需 用 費	325,134	22,181	32,386	130,539	140,028	
12 役 務 費	289,174	88,981	70,585	127,165	2,443	
13 委 託 料	260,394	7,765	31,812	176,804	44,013	
14 使用料及び賃借料	259,919	2,281	113,034	144,604		
15 工 事 請 負 費	855,558			855,558		
16 原 材 料 費						
17 公 有 財 産 購 入 費						
18 備 品 購 入 費	30,174	653	7,942	9,119	12,460	
19 負担金、補助及び交付金	13,443	68	9,535	3,840		
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料	15			15		
24 投 資 及 び 出 資 金						
25 積 立 金						
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金						
予 備 費						
計	2,121,015	141,550	314,603	1,465,918	198,944	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	358,951	49,345	53,496	205,059	51,051
	起 債	273,000			273,000	
	そ の 他	40,789	21,977	39	18,773	
	一 般 財 源	1,448,275	70,228	261,068	969,086	147,893

節の明細

項	目	金額(千円)等
9款	警察費	
1項	警察管理費	
1目	公安委員会費	
報 酬	公安委員 非常勤職員	3人 2人
負担金、補助 及び交付金	・警備業共同検定実施負担金	113
2目	警察本部費	
報 酬	警察署協議会委員 非常勤職員	74人 76人
給 料	警察官 定数外警察官 一般職員 定数外一般職員	1,231人 16人 220人 1人
負担金、補助 及び交付金	・警察共済組合事務費負担金 ・鳥取県自動車整備振興会負担金 ・(一財)鳥取県交通安全協会負担金 ・安全運転運行管理者協議会負担金 ・警察職員共済組合負担金 ・境港市同報無線利用者協議会負担金 ・OSS推進協議会負担金	10 82 280 389 519 5 12,763
3目	警察施設費	
負担金、補助 及び交付金	・交番等施設管理負担金 ・上下水道負担金 ・営繕積算システム負担金 ・鳥取県運転免許センター温泉水負担金	665 1,849 17 15
4目	運転免許費	
報 酬	非常勤職員	11人
2項	警察活動費	
1目	一般警察活動費	
報 酬	留置施設視察委員 非常勤職員	4人 1人
負担金、補助 及び交付金	・部外競技会参加負担金	68
2目	刑事警察費	
報 酬	非常勤職員	8人
負担金、補助 及び交付金	・(公社)鳥取県防犯連合会補助金 ・犯罪被害者民間支援団体補助金 ・犯罪被害者民間支援団体交付金 ・学会負担金	2,000 394 7,000 141
3目	交通指導取締費	
報 酬	非常勤職員	4人
負担金、補助 及び交付金	・(一財)鳥取県交通安全協会補助金 ・自動車安全運転センター補助金 ・大山遭難防止協会補助金 ・部外競技会参加負担金	2,100 430 1,280 30
償還金、利子 及び割引料	・放置違反金還付金	15

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

変更

款	項	事業名	全体計画										継続費の 総額に対 する進捗 率			
			年度	年割額	左の財源内訳						前年度末 までの支 出(見込) 額	当該年度 支出予定 額		当該年度 末までの 支出予定 額	翌年度以 降支出予 定額	
					特定財源	一般財源	国庫支出金	地方債	繰入金							
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
			29	95,918	95,000	95,000	918	918	918	918	918	95,918	95,918	95,918	95,918	40.0
			30	143,876	107,000	107,000	36,876	36,876	36,876	36,876	36,876	143,876	143,876	143,876	143,876	60.0
			変更前の額													
			変更額		36,000	36,000	△ 36,000	△ 36,000	△ 36,000	△ 36,000	△ 36,000					
			計	143,876	143,000	143,000	876	876	876	876	876	143,876	143,876	143,876	143,876	60.0
			変更前の額	239,794	202,000	202,000	37,794	37,794	37,794	37,794	37,794	239,794	239,794	239,794	239,794	100.0
			変更額		36,000	36,000	△ 36,000	△ 36,000	△ 36,000	△ 36,000	△ 36,000					
			計	239,794	238,000	238,000	1,794	1,794	1,794	1,794	1,794	239,794	239,794	239,794	239,794	100.0
9 警察費	1 警察管理費	高速道路 交通警察 庁舎整備 業務														

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源	一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他	千円
平成30年度 模擬運転装置(二輪用)賃 借料	308		0	平成31年度	308			308	
平成30年度 運転適性検査機器等賃借 料	27,346		0	平成31年度から 平成36年度まで	27,346			27,346	
平成30年度 警察本部庁舎通信機器賃 借料	5,260		0	平成31年度	5,260				5,260
平成30年度 汎用電子計算機賃借料	377,910		0	平成31年度から 平成35年度まで	377,910				377,910
平成30年度 汎用電子計算機用業務端 末賃借料	14,836		0	平成31年度から 平成35年度まで	14,836				14,836
平成30年度 ノートパソコン賃借料	43,498		0	平成31年度から 平成35年度まで	43,498				43,498
平成30年度 トビエーネット通信機器賃借 料	15,578		0	平成31年度から 平成35年度まで	15,578				15,578
平成30年度 遺失物管理システム賃借料	66,605		0	平成31年度から 平成35年度まで	66,605				66,605
平成30年度 統合照会システム機器賃借 料	1,485		0	平成31年度	1,485				1,485

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成30年度 免許台帳ファイリングシステム 県間通信装置賃借料	29,808		0	平成31年度から 平成36年度まで	29,808			29,808	
平成30年度 運転免許証申請支援システム 賃借料	7,431		0	平成31年度から 平成36年度まで	7,431			7,431	
平成30年度 サイバー犯罪捜査員養成等 業務委託	392		0	平成31年度	392	196			196
平成30年度 初動捜査支援システム賃借 料	512,610		0	平成31年度から 平成37年度まで	512,610				512,610
平成30年度 可搬型初動捜査支援システム 賃借料	12,285		0	平成31年度から 平成35年度まで	12,285				12,285
平成30年度 鳥取県組織犯罪情報管理シ ステム賃借料	48,510		0	平成31年度から 平成37年度まで	48,510				48,510
平成30年度 鳥取県指紋情報管理システム 賃借料	309,900		0	平成31年度から 平成36年度まで	309,900				309,900
平成30年度 警察職員安否確認・非常招 集システム運用委託	3,150		0	平成31年度から 平成35年度まで	3,150				3,150
平成30年度 交通信号機管理システム賃 借料	452		0	平成31年度	452				452

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(原込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
							地方債 千円	その他 千円	その他 千円	
平成19年度 警察官待機宿舍賃借料	388,800	平成20年度から 平成29年度まで	194,400	平成30年度から 平成39年度まで	194,400				51,840	142,560
平成20年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成21年度から 平成29年度まで	87,480	平成30年度から 平成40年度まで	106,920				29,700	77,220
平成21年度 警察官待機宿舍賃借料	194,400	平成22年度から 平成29年度まで	77,760	平成30年度から 平成41年度まで	116,640				32,400	84,240
平成22年度 警察官待機宿舍賃借料	137,520	平成23年度から 平成29年度まで	48,132	平成30年度から 平成42年度まで	89,388				31,395	57,993
平成24年度 ヘリコプターテレビシステム 整備事業費	235,514	平成25年度から 平成29年度まで	195,967	平成30年度から 平成35年度まで	27,996					27,996
平成25年度 ヘリコプターテレビシステム 整備事業費	1,402	平成26年度から 平成29年度まで	601	平成30年度から 平成35年度まで	800					800
平成24年度 通信指令・総合指揮システム 賃借料	603,685	平成25年度から 平成29年度まで	351,579	平成30年度から 平成32年度まで	251,128					251,128
平成25年度 交番・駐在所等ネットワーク 通信機器賃借料	27,493	平成26年度から 平成29年度まで	9,501	平成30年度から 平成31年度まで	4,553					4,553
平成25年度 X線マイクロアナライザ賃借 料	34,605	平成26年度から 平成29年度まで	21,370	平成30年度から 平成32年度まで	12,911					12,911
平成25年度 ステレオカメラ及び解析図化 機賃借料	35,502	平成26年度から 平成29年度まで	23,008	平成30年度から 平成31年度まで	11,504					11,504

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源			一般財源 千円
							地方債 千円	その他 千円	その他 千円	
平成26年度 情報収集管理システム賃借 料	22,800	平成27年度から 平成29年度まで	9,876	平成30年度から 平成31年度まで	5,761					5,761
平成26年度 交通規制管理システム賃借 料	44,037	平成27年度から 平成29年度まで	22,162	平成30年度から 平成31年度まで	12,928					12,928
平成26年度 交通総合管理システム賃借 料	69,459	平成27年度から 平成29年度まで	41,835	平成30年度から 平成31年度まで	24,404					24,404
平成26年度 電子署名生成装置賃借料	55,628	平成27年度から 平成29年度まで	33,375	平成30年度から 平成31年度まで	19,469				19,469	0
平成26年度 免許情報ファイルインダクシス システム賃借料	46,289	平成27年度から 平成29年度まで	27,022	平成30年度から 平成31年度まで	15,763				15,763	0
平成26年度 ICカード運転免許証追加装 置(警察署分)賃借料	50,773	平成27年度から 平成29年度まで	30,463	平成30年度から 平成31年度まで	17,770				17,770	0
平成26年度 直接撮影装置用画像取込 装置賃借料	6,009	平成27年度から 平成29年度まで	3,747	平成30年度から 平成31年度まで	2,186				2,186	0
平成26年度 ICカード運転免許証作成装 置保守委託	20,276	平成27年度から 平成29年度まで	12,703	平成30年度から 平成31年度まで	7,570				7,570	0
平成26年度 ガラスクロマトグラフ質量分析 装置賃借料	32,357	平成27年度から 平成29年度まで	14,487	平成30年度から 平成33年度まで	16,902					16,902
平成26年度 交通規制システム機器賃借 料	122,769	平成27年度から 平成29年度まで	70,774	平成30年度から 平成31年度まで	45,217	18,509				26,708

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	特 定 財 源		一般財源 千円
								その他 千円	その他 千円	
平成26年度 ヘリコプターテレビシステム 地上設備設置及び保守業務 委託	235,085	平成27年度から 平成29年度まで	85,410	平成30年度から 平成37年度まで	11,466					11,466
平成27年度 犯罪統計管理システム賃借 料	3,625	平成28年度から 平成29年度まで	1,439	平成30年度から 平成32年度まで	2,158					2,158
平成27年度 訓令・例規通達検索システム 機器賃借料	1,975	平成28年度から 平成29年度まで	648	平成30年度から 平成32年度まで	972					972
平成27年度 映像射撃シミュレータ賃借料	4,721	平成28年度から 平成29年度まで	502	平成30年度から 平成32年度まで	753	376				377
平成27年度 放置駐車運返管理システム 賃借料	97,282	平成28年度から 平成29年度まで	32,400	平成30年度から 平成33年度まで	63,450				2,388	61,062
平成27年度 警察本部庁舎消防設備保 守委託	14,295	平成28年度から 平成29年度まで	5,400	平成30年度から 平成32年度まで	8,100					8,100
平成27年度 警察本部庁舎受水槽等清 掃業務委託	9,370	平成28年度から 平成29年度まで	2,999	平成30年度から 平成32年度まで	4,498					4,498
平成27年度 警察本部庁舎冷温水発生 機保守委託	5,170	平成28年度から 平成29年度まで	1,901	平成30年度から 平成32年度まで	2,852					2,852
平成27年度 警察本部庁舎昇降機設備 保守委託	14,865	平成28年度から 平成29年度まで	5,910	平成30年度から 平成32年度まで	8,865					8,865
平成27年度 警察本部庁舎自動制御装 置保守委託	21,765	平成28年度から 平成29年度まで	8,640	平成30年度から 平成32年度まで	12,960					12,960

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

専 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成27年度 警察本部庁舎自家発電設備 保守委託	8,160	平成28年度から 平成29年度まで	3,240	平成30年度から 平成32年度まで	4,860				4,860
平成27年度 警察本部庁舎UPSシステム 保守委託	6,170	平成28年度から 平成29年度まで	2,376	平成30年度から 平成32年度まで	3,564				3,564
平成27年度 鳥取警察署環境衛生保守 管理委託	5,595	平成28年度から 平成29年度まで	2,048	平成30年度から 平成32年度まで	3,072				3,072
平成27年度 米子警察署環境衛生保守 管理委託	4,310	平成28年度から 平成29年度まで	1,210	平成30年度から 平成32年度まで	1,815				1,815
平成27年度 鳥取警察署昇降機設備保 守管理委託	8,525	平成28年度から 平成29年度まで	3,409	平成30年度から 平成32年度まで	5,113				5,113
平成27年度 米子警察署昇降機設備保 守管理委託	4,530	平成28年度から 平成29年度まで	1,802	平成30年度から 平成32年度まで	2,703				2,703
平成27年度 自動車運転免許試験場昇 降機設備保守管理委託	4,265	平成28年度から 平成29年度まで	1,478	平成30年度から 平成32年度まで	2,217				2,217
平成27年度 西部運転免許センター昇降 機設備保守管理委託	4,105	平成28年度から 平成29年度まで	1,509	平成30年度から 平成32年度まで	2,263				2,263
平成28年度 操縦運転装置(四輪用)賃 借料	67,431	平成29年度	9,771	平成30年度から 平成35年度まで	53,738			53,738	0
平成28年度 ドコモノートパソコン賃借料	24,410	平成29年度	4,395	平成30年度から 平成33年度まで	17,577				17,577

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				一般財源 千円
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成28年度 警察官待機宿舎賃借料	110,880	平成29年度	5,544	平成30年度から 平成48年度まで	105,336			37,753		67,583
平成28年度 合格発表表示システム賃借 料	10,971	平成29年度	1,229	平成30年度から 平成34年度まで	5,734			5,734		0
平成28年度 更新しがき圧着装置賃借料	1,682	平成29年度	243	平成30年度から 平成35年度まで	1,313			1,313		0
平成28年度 検視支援システム賃借料	11,847	平成29年度	1,983	平成30年度から 平成33年度まで	7,436	2,809				4,627
平成28年度 捜査支援カメラ賃借料	17,818	平成29年度	1,899	平成30年度から 平成33年度まで	7,436	3,718				3,718
平成29年度 トリビュートネットワーク情報ハイワイ 接続通信機器等賃借料	6,636		0	平成30年度から 平成35年度まで	3,033					3,033
平成29年度 トリビュートネットワーク及び管 理用サーバ等賃借料	803,942		0	平成30年度から 平成34年度まで	797,675					797,675
平成29年度 自動車保有関係手続きのワ ンストップサービスシステム 機器賃借料	189,820		0	平成30年度から 平成34年度まで	183,665					183,665
平成29年度 捜査用情報収集システム賃 借料	19,221		0	平成30年度から 平成35年度まで	17,496					17,496
平成29年度 安全運転管理者講習委託	11,598		0	平成30年度から 平成31年度まで	11,598			11,598		0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
平成29年度 高齢者講習等通知業務委 託	千円 12,972		0	平成30年度から 平成31年度まで	12,972			12,972	0
平成29年度 自動車保管場所現地調査 業務委託	63,980		0	平成30年度から 平成31年度まで	63,980			63,980	0
平成29年度 警察署等庁舎清掃業務委 託	139,578		0	平成30年度から 平成32年度まで	139,578				139,578
平成29年度 警察本部自家用電気工作 物保安管理業務委託	4,383		0	平成30年度から 平成32年度まで	4,383				4,383
平成29年度 警察学校等自家用電気工 作物保安管理業務委託	4,773		0	平成30年度から 平成32年度まで	4,773				4,773
平成29年度 運転免許センター昇降機設 備保守点検業務委託	3,156		0	平成30年度から 平成32年度まで	3,156				3,156
平成29年度 運転免許証更新通知業務 委託	17,112		0	平成30年度から 平成31年度まで	17,112			17,112	0
平成29年度 放置車両確認事務委託	14,954		0	平成30年度から 平成31年度まで	14,954			14,954	0

<p>条 例 名 等</p>	<p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について (鳥取県暴力団排除条例の一部改正)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正 (第9条関係) 義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、青少年に対する教育等のための措置の対象となる学校に、義務教育学校 (後期課程に限る。) を加える。 (2) 施行期日は、公布日とする。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第9条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校(学校教育法第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校(後期課程に限る。)</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)をいう。)において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校(学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)をいう。)において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例名等

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由
地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び道路交通法施行令の一部が改正され、風俗営業等に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を改める。

2 概要
(1) 次のとおり手数料の額を改める。

区分	金額	
	改正後	現行
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る事務		
風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認	1件につき9,900円	1件につき11,000円
特例風俗営業者の認定	1件につき13,000円	1件につき15,000円
同時に複数の認定を受けようとする場合の2件目以後の認定	10,000円	11,700円
同時に複数の特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可について減じる額	8,700円	8,000円
質屋営業の許可	1件につき22,000円	1件につき25,000円
核燃料物質等の運搬証明書の書換え	1件につき5,400円	1件につき4,600円
銃砲刀剣類所持等取締法に係る事務		
国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可を同時に複数受けようとする場合の2件目以後の許可	1,800円	1,600円
銃砲又は刀剣類の所持の許可証の再交付	1件につき1,900円	1件につき2,200円
道路交通法に係る事務		
駐車監視員資格者証の再交付	1件につき1,800円	1件につき2,000円
運転免許試験	免許の種類等に応じ 1,550円、6,600円等	免許の種類等に応じ 1,600円、7,050円等
運転技能検査	免許の種類等に応じ 3,750円～6,400円	免許の種類等に応じ 3,850円～6,700円
運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査	使用する自動車に応じ 1,400円又は2,850円	使用する自動車に応じ 1,450円又は3,000円
仮運転免許証の交付及び再交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
認知機能検査	1件につき750円	1件につき650円
認知機能検査を行う者に対する講習	1回につき 800円又は1,400円	1時間につき700円
技能検定員資格者証の交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
技能検定員に係る審査	免許の種類等に応じ 700円～23,400円	免許の種類等に応じ 700円～23,100円
教習指導員資格者証の交付	1件につき1,150円	1件につき1,100円
教習指導員に係る審査	免許の種類等に応じ 600円～14,550円	免許の種類等に応じ 700円～14,600円
運転技能の再試験	免許の種類等に応じ 1,000円～4,400円	免許の種類等に応じ 1,050円～4,650円
運転免許証の更新	1件につき 2,500円又は2,550円	1件につき2,500円
運転経歴証明書の交付及び再交付	1件につき1,100円	1件につき1,000円
国外運転免許証の交付	1件につき2,350円	1件につき2,400円
運転免許の保留等を受けた者に対する講習	1時間につき 750円～4,450円又は 1件につき 500円～12,500円	1時間につき 650円～4,100円又は 1件につき 500円～13,200円
道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習(公安委員会が定めるもの)	1回につき1,800円	1時間につき1,500円
警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え	1件につき1,800円	1件につき2,000円
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に係る事務		
自動車運転代行業の認定	1件につき12,000円	1件につき13,000円
自動車運転代行業に係る認定証の再交付	1件につき1,700円	1件につき1,900円
火薬類の運搬証明書の交付	1件につき2,100円	1件につき2,400円
探偵業の業務の適正化に関する法律に係る事務		
探偵業の変更届出証明書の交付	1件につき1,600円	1件につき1,500円
探偵業に係る届出証明書の再交付	1件につき1,100円	1件につき1,000円

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(5の2) 略</p> <p>(6) 風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき <u>9,900円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定 1件につき <u>13,000円</u> (同時に複数の風俗営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、<u>10,000円</u>)</p> <p>(9)～(15の4) 略</p> <p>(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>8,700円</u>を減じた額）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(15の6)～(15の15) 略</p> <p>(16) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可 1件につき <u>22,000円</u></p> <p>(17)～(20) 略</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき <u>5,400円</u></p> <p>(22)～(25の2) 略</p> <p>(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき <u>3,900円</u> (同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>1,800円</u>)</p> <p>(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づ</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(5の2) 略</p> <p>(6) 風営適正化法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認 1件につき <u>11,000円</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 風営適正化法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定 1件につき <u>15,000円</u> (同時に複数の風俗営業について認定を受けようとする場合の2件目以後の認定については、<u>11,700円</u>)</p> <p>(9)～(15の4) 略</p> <p>(15の5) 風営適正化法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可（次号に掲げる許可を除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同時に複数の特定遊興飲食店営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、それぞれに定める額から<u>8,000円</u>を減じた額）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(15の6)～(15の15) 略</p> <p>(16) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可 1件につき <u>25,000円</u></p> <p>(17)～(20) 略</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき <u>4,600円</u></p> <p>(22)～(25の2) 略</p> <p>(26) 銃砲刀剣類取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可 1件につき <u>3,900円</u> (同時に複数の銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合の2件目以後の許可については、<u>1,600円</u>)</p> <p>(27) 銃砲刀剣類取締法第7条第2項の規定に基づ</p>

く許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 許可証の再交付に係るもの 1件につき
1,900円

(28)～(31の7) 略

(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1件につき
1,800円

(32)・(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,550円
(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき6,600円
イ ア以外のとき。	1件につき4,100円
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用	1件につき1,900円

く許可証の書換え又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 許可証の再交付に係るもの 1件につき
2,200円

(28)～(31の7) 略

(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1件につき
2,000円

(32)・(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき1,600円
(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき7,050円
イ ア以外のとき。	1件につき4,400円
2 普通自動車免許に係る試験	
(1) 略	略
(2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用	1件につき1,850円

を受ける場合	
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,350円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,550円</u>
3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,050円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,600円</u>
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,900円</u>
(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,700円</u>

を受ける場合	
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,100円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,200円</u>
3 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,500円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,950円</u>
4 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,850円</u>
(2) 略	略
5 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験	
(1) 道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき <u>1,750円</u>

(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,800円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,350円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,900円</u>

(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 略	略
イ ア以外のとき。	1件につき <u>4,550円</u>
6 仮運転免許に係る試験	
(1)・(2) 略	略
(3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	
ア 技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,400円</u>
イ ア以外のとき。	1件につき <u>2,850円</u>

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,400円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,900円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,550円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,750円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき2,850円

イ ア以外の場合 1件につき1,400円

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150円

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき6,700円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき4,050円

イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき 1件につき4,750円

(イ) (ア)以外のとき 1件につき3,850円

(35) 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除のための審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 1件につき3,000円

イ ア以外の場合 1件につき1,450円

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100円

円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,150

円

(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき750円

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習 1回につき800円

イ ア以外の場合 1回につき1,400円

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,150円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,400円

(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	13,050円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,500円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,500円
6 4の項及び5の項に	5,500円

円

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 略

イ 仮運転免許に係る免許証 1件につき1,100

円

(37の2) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査の実施 1件につき650円

(37の3) 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査を行う者に対して行う講習であって、公安委員会が定めるものの実施 1時間につき700円

(38) 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付 1件につき1,100円

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,100円

(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	13,150円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,450円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,450円
6 4の項及び5の項に	5,450円

掲げる審査細目のいずれをも免除される者	
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,350円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	1,800円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 14,700円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	1,250円
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者 (6の項に掲げる者を除く。)	2,000円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者 (6の項に掲げる者を除く。)	2,000円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,300円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,650円
8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者	3,550円

掲げる審査細目のいずれをも免除される者	
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,000円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	1,750円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 14,500円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	1,300円
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者 (6の項に掲げる者を除く。)	1,950円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者 (6の項に掲げる者を除く。)	1,950円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,250円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	2,500円
8 略	略

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 19,650円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者	3,600円

(3の項に掲げる者を除く。)	
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,000円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	2,000円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,300円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,900円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,050円

(3の項に掲げる者を除く。)	
2・3 略	略
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,950円
5 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(6の項に掲げる者を除く。)	1,950円
6 4の項及び5の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	4,250円
7 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者	1,950円
8 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者	2,100円

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,500円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき21,700円(次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	14,550円
4・5 略	略

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	14,750円
4・5 略	略

- (40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,150円
 (41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (40) 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付 1件につき1,100円
 (41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,550円
 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じ

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,600円
 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じ

た額)

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,400円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	7,800円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,300円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,600円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,600円
7 略	略
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,500円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 9,650円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,250円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,350円

た額)

区分	金額
1 略	略
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,350円
3 1の項及び2の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	7,850円
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	1,250円
5 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,550円
6 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者(7の項に掲げる者を除く。)	1,550円
7 略	略
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者	1,400円

イ 特定第1種運転免許に係るもの 1件につき 9,400円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,300円
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者(3の項に掲げる者を除く。)	1,300円

3 略	略	
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者		<u>1,250円</u>
5・6 略	略	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者		<u>2,750円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者		<u>1,250円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 11,850円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	<u>3,550円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,300円</u>
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,250円</u>
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,850円</u>
8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき 12,450円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に	<u>9,150円</u>

3 略	略	
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者		<u>1,100円</u>
5・6 略	略	
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者		<u>2,700円</u>
8 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者		<u>1,200円</u>

ウ 普通自動車免許に係るもの 1件につき 11,800円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	<u>3,600円</u>
2 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 (3の項に掲げる者を除く。)	<u>1,250円</u>
3 略	略
4 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者	<u>1,200円</u>
5・6 略	略
7 5の項及び6の項に掲げる審査細目のいずれをも免除される者	<u>2,800円</u>
8 略	略

エ 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係るもので、これらの免許に対応する第1種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの 1件につき 12,750円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に	<u>9,450円</u>

掲げる審査細目のいずれをも免除される者	
4 略	略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,400円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,900円</u>
2 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,550円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,750円</u>
3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,100円</u>

掲げる審査細目のいずれをも免除される者	
4 略	略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 準中型自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>4,650円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>2,000円</u>
2 普通自動車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>2,850円</u>
(2) (1)以外のとき。	1件につき <u>1,950円</u>
3 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	
(1) 道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	1件につき <u>3,300円</u>

(2) (1)以外のとき。	1件につき1,650円
4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき1,000円

- (43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 道路交通法第101条の2の2第1項の規定の適用を受ける場合 1件につき2,550円
- イ ア以外の場合 1件につき2,500円

(43の2) 略

- (43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,100円

- (43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,100円

- (44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,350円

- (45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1・2 略	略
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき1,950円
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの(準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき4,450円
(2) 準中型自動車免許に係るもの(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	1時間につき3,500円
(3) 普通自動車免許	1時間につき2,800円

(2) (1)以外のとき。	1件につき1,750円
4 原動機付自転車免許に係る再試験	1件につき1,050円

- (43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,500円

(43の2) 略

- (43の3) 道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付 1件につき1,000円

- (43の4) 道路交通法第104条の4第6項の規定により交付された運転経歴証明書の再交付 1件につき1,000円

- (44) 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付 1件につき2,400円

- (45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施 次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1・2 略	略
3 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習	1時間につき2,100円
4 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	
(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの(準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	1時間につき4,100円
(2) 準中型自動車免許に係るもの(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	1時間につき3,400円
(3) 普通自動車免許	1時間につき2,450円

に係るもの		に係るもの	
5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習		5 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	
(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,150円	(1) 大型自動二輪車免許に係るもの	1時間につき4,100円
(2) 略	略	(2) 略	略
6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき1,500円	6 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習	1時間につき1,400円
7 略	略	7 略	略
8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,400円	8 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習	1時間につき1,300円
9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき750円	9 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	1時間につき650円
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習		10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1)~(4) 略	略	(1)~(4) 略	略
(5) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき2,450円	(5) 原動機付自転車免許に係るもの	1時間につき2,400円
11 略	略	11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)		12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき5,100円	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき4,650円
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき2,250円	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき2,000円
13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又		13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又	

は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)		は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの		(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき7,950円	ア 個人指導を含むもの	1件につき7,550円
イ ア以外のもの	1件につき5,100円	イ ア以外のもの	1件につき4,650円
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの		(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	
ア 個人指導を含むもの	1件につき4,450円	ア 個人指導を含むもの	1件につき4,300円
イ ア以外のもの	1件につき2,250円	イ ア以外のもの	1件につき2,000円
14 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)		14 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	
(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき5,800円	(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき5,650円
(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき2,350円	(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき2,400円
15 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習		15 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	
(1) 略	略	(1) 略	略
(2) (1)以外のもの	1件につき12,500円	(2) (1)以外のもの	1件につき13,200円
16 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき2,000円	16 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1時間につき1,900円
		17 道路交通法第108条の2第2項に規定する講習	
		(1) 加齢に伴って生	1回につき2,650円

		<p>ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定めるもの</p> <p>(2) <u>道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの</u></p>	<p>1時間につき1,500円</p>
<p>(45の2) <u>道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うものであって、公安委員会が定めるもの</u> 1回につき2,650円</p> <p>イ <u>道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、公安委員会が定めるもの</u> 1回につき1,800円</p> <p>(46)～(55) 略</p> <p>(56) <u>警備業法第22条第5項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え</u> 1件につき1,800円</p> <p>(57)～(60) 略</p> <p>(60の2) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定</u> 1件につき12,000円</p> <p>(60の3) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付</u> 1件につき1,700円</p> <p>(60の4)～(63の2) 略</p> <p>(64) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付</u> 1件につき2,100円</p> <p>(65)～(68) 略</p> <p>(69) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18</u></p>		<p>(46)～(55) 略</p> <p>(56) <u>警備業法第22条第5項（同法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の書換え</u> 1件につき2,000円</p> <p>(57)～(60) 略</p> <p>(60の2) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定</u> 1件につき13,000円</p> <p>(60の3) <u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付</u> 1件につき1,900円</p> <p>(60の4)～(63の2) 略</p> <p>(64) <u>火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付</u> 1件につき2,400円</p> <p>(65)～(68) 略</p> <p>(69) <u>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18</u></p>	

<p>年法律第60号。以下「探偵業法」という。)第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき<u>1,600円</u></p> <p>(70) 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき<u>1,100円</u></p> <p>2 略</p>	<p>年法律第60号。以下「探偵業法」という。)第4条第3項の規定に基づく書面の交付 次に掲げる書面の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 探偵業法第4条第2項の規定による届出があったことを証する書面 1件につき<u>1,500円</u></p> <p>(70) 探偵業法第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付 1件につき<u>1,000円</u></p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

